

2020年5月20日

事業主・受講者 各位

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会  
甲信事務所長

### 今後の技能講習及び特別教育の開催について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所をご利用頂き、誠に有難うございます。

今後の当事務所「技能講習及び特別教育」の開催について、次のとおりお知らせ致します。

全国的な新型コロナウイルス等感染症患者数の増加に伴い、政府より「緊急事態宣言」が発令されておりましたが、5月14日に山梨県に出されていた「緊急事態宣言」が解除されました。

このことから受講生の皆様の健康と安全面に配慮し、適切な感染予防対策を資するため、3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるなど、下記のとおり対策を実施し講習を開催致します。

### 記

- ① 1 開催の受講者数定員を制限し、教室内の他の受講生との適切な間隔を確保
- ② 受付時における受講生の体温の確認
- ③ 学科会場及び実技会場の換気
- ④ 学科会場にアルコール消毒液を設置し、手指の消毒及び出入口のアルコール消毒含む清掃
- ⑤ 受講生のマスクの着用及び咳エチケットや手洗いの励行
- ⑥ 発熱等の風邪のような症状がある受講生の受講延期措置

なお、特別警戒地域在住の方については受講を控えて頂きますようお願い致します。

また、今後の新型コロナウイルス等感染状況の悪化に応じて、政府及び山梨県の要請により講習が中止となる場合もあります。

何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。